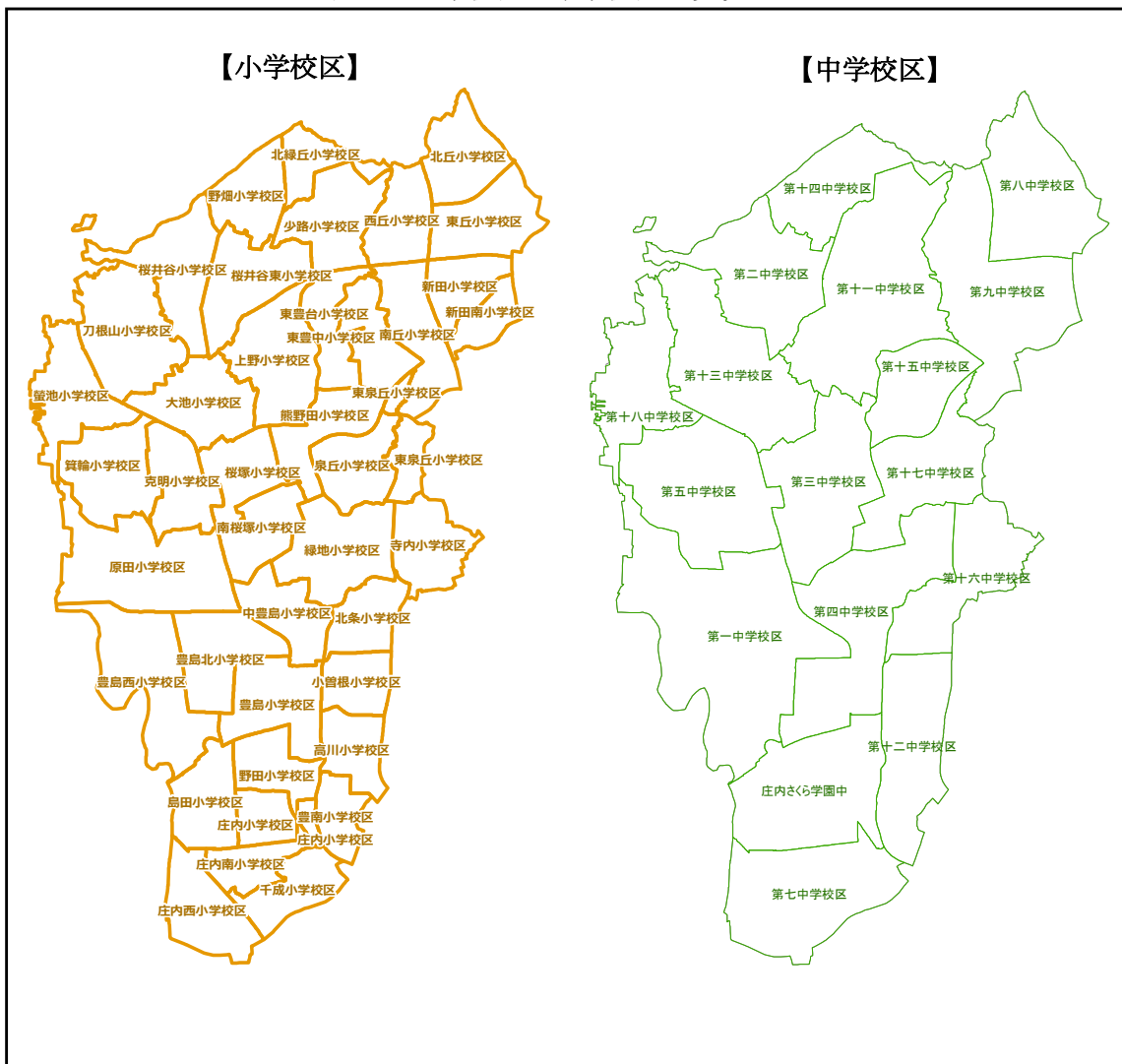


通学区域の現状と今後の考え方について

■豊中市の通学区域の現状

令和4年3月31日現在の豊中市の通学区域は小学校で41区域、中学校で17区域あります。

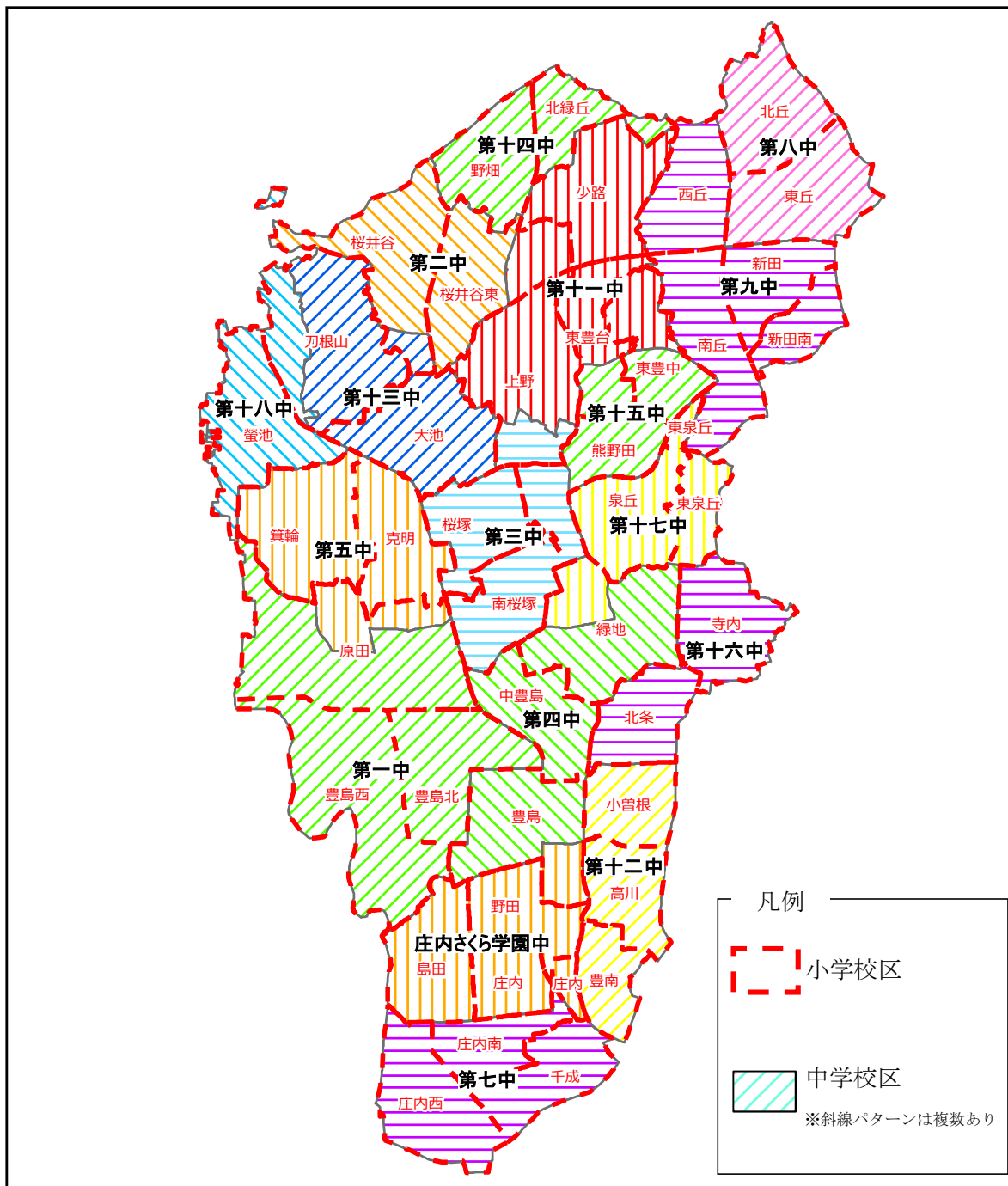
図1 小学校区と中学校区の現状



■小学校区と中学校区の重なり

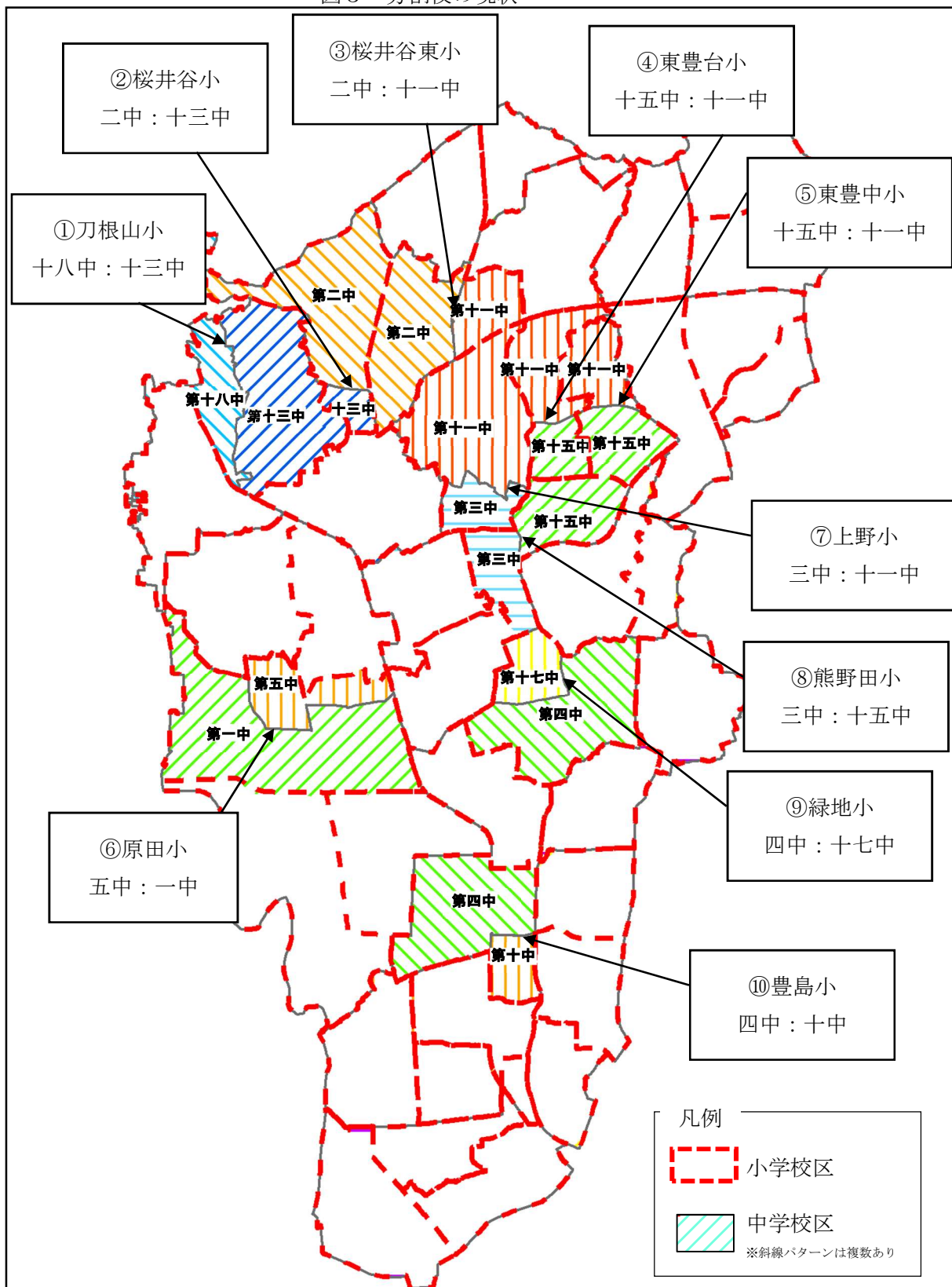
令和4年3月31日現在の小学校区と中学校区を重ねると図2のようになります。1つの小学校区から単一の中学校に進学する区域と、複数の中学校に進学する区域（分割校）があります。図2の太点線で囲われた区域内に複数のパターン（例：刀根山小学校区内に右下がり斜線と右上がり斜線が併存）が存在する箇所が分割校となっています。

図2 小学校区と中学校区の重なりについて



■分割校の状況（令和4年3月31日現在）

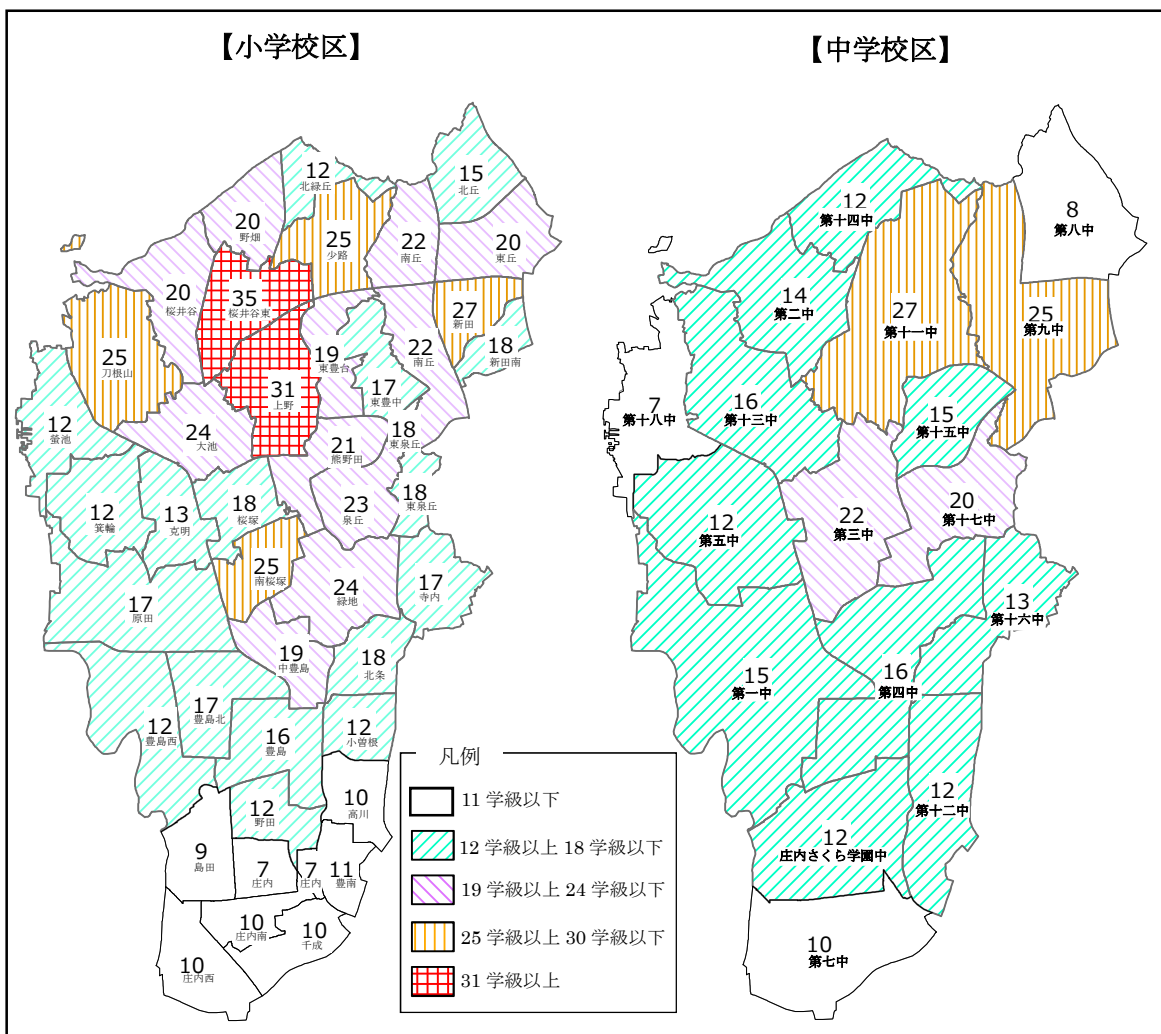
図3 分割校の現状



■学校規模の現状

学校規模の標準については、学校教育法施行規則等により適正規模は小学校・中学校ともに概ね12学級から18学級とされています。一方で、本市においては平成15年(2003年)の「教育的視点からみた学校の適正規模」で、12学級から24学級程度の標準的な規模が望ましく、11学級以下や25学級以上の学校には何らかの改善・工夫が必要であるとの答申を受けています。図4においては斜線パターンの区域が本市における標準的な規模としています。

図4 学校規模(学級数)の現状(令和3年5月1日現在)



■分割校の解消方針

分割校の解消については、中学校区を改編する方法、小学校区を改編する方法、庄内さくら学園のように抜本的に統合する方法の主に3つの手法が考えられます。

■今後に向けて

現在諮問しております小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方において、適正な規模とされる学校種と学校規模をふまえ、参考資料の改編手法を用いて分割校の解消と小中一貫教育の構築を全市的に進めます。

ただし現時点で過大な規模となっている地域は人口の動態を注視しながら取組みを進めていくこととします。